

# 報 告

## 岡山県教育委員会規則の改正等について

このことについて、岡山県教育委員会の権限に属する事務の一部委任等に関する規則（昭和42年岡山県教育委員会規則第12号）第3条第3項の規定に基づいて、別添のとおり専決処理しましたので報告します。

令和4年7月1日

岡山県教育委員会教育長  
鍵 本 芳 明

## 教育委員会規則等改正一覧

### 1 改正内容

改正する規則等	主な改正内容	頁
①教育職員の免許状に関する規則【一部改正】 (昭和36年岡山県教育委員会規則第10号)	(R4. 7. 1施行) 教育職員免許法等の一部改正により、令和4年7月1日から教員免許更新制が廃止されることに伴い、教員免許の更新手続について定めた規定を削除する等の所要の改正を行う。	2
②教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則【廃止】 (平成20年岡山県教育委員会規則第23号)		2
③許認可事務等標準処理期間要綱【一部改正】 (平成9年岡山県教育委員会告示第4号)		4

### 2 施行期日

令和4年7月1日

(目次) 教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する等の規則 (県例規集登載)

◎岡山県教育委員会規則第九号

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する等の規則を次のように定める。

令和四年七月一日

岡山県教育委員会

教育職員の免許状に関する規則の一部を改正する等の規則

(教育職員の免許状に関する規則の一部改正)

第一条 教育職員の免許状に関する規則 (昭和三十六年岡山県教育委員会規則第十号)

の一部を次のように改正する。

第二条第五項を削る。

第二条の二第四号を削る。

第二条の四第一項中「第十六条の二第二項」を「第十六条」に改め、同条第二項を削る。

第二条の五第四号を削る。

第三条第四項中「第三十八項」を「第三十五項」に、「第三十九項」を「第三十六項」に改め、同条第五項及び第六項を削る。

第三条の二第二項を削る。

第四条第二項を削る。

第六条第二項を削る。

第七条第一項中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改める。

第十条の二中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改める。

別表第二の十三の表中「第三十八項及び第三十九項」を「第三十五項及び第三十六項」に改める。

「授与条件

様式第十一号中

を

有効期間の満了の日 年 月 日」

「授与条件

に改める。

」

(教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則の廃止)

**第二条** 教育職員の免許状の有効期間の更新等に関する規則（平成二十年岡山県教育委員会規則第二十二号）は、廃止する。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 第一条の規定による改正前の教育職員の免許状に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

◎岡山県教育委員会告示第三号

許認可事務等標準処理期間要綱（平成九年岡山県教育委員会告示第四号）の一部を次のように改正する。

令和四年七月一日

岡山県教育委員会

別表本庁の部教職員職の項を次のように改める。

1	教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項	普通免許状の授与	30日				
2	教育職員免許法第5条第2項	特別免許状の授与	60日				
3	教育職員免許法第5条第5項	臨時免許状の授与	15日	5日			
4	教育職員免許法第15条	免許状の書換え又は再交付	30日	5日			
5	教育職員免許法第16条第1項	教育資格認定試験合格者に対する普通免許状の授与	30日				
6	教育職員免許法附則第2項	免許外教科担任の許可	30日				

附 則

この告示は、公布の日から施行する。